

住田町
新型インフルエンザ対策行動マニュアル

平成 21 年 5 月

目 次

1	新型インフルエンザ対策行動マニュアルの策定について・・・・・・・・ 1
	行動マニュアルの策定の背景
	行動マニュアルの位置づけ
	流行規模の想定
	対策推進のための役割分担
2	新型インフルエンザ対策体制・・・・・・・・ 4
3	各期における対策・・・・・・・・ 6
4	町内危険レベルにおける各課の役割・・・・・・・・ 7

1 新型インフルエンザ対策行動マニュアルの策定について

行動マニュアル策定の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。殆どの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染して死亡する例が報告されている。このように鳥インフルエンザのウイルスが変異することによって人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まってきている。

このため国においては、平成 17 年 12 月に新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成 19 年 3 月には「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を取りまとめた。又、感染症法の一部改正により感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」が追加となり、平成 21 年 2 月には行動計画の抜本的な改定を行いガイドラインも全面的に見直しを行ったところである。

岩手県では、平成 18 年 1 月「岩手県新型インフルエンザ対策対応方針」を策定し、平成 20 年 1 月には「岩手県新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定している。

今後は、国の行動計画の改定に伴い、これらの「方針」と「ガイドライン」は改定することとしている。

住田町においても、新型インフルエンザが発生した場合の町民と健康と社会生活への影響を最小限に抑えることを目的に、町民に身近な立場で対策を実行するための「住田町新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を策定するものである。

行動マニュアルの位置づけ

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び県の「岩手県新型インフルエンザ対策対応方針」を上位計画とする。

なお、新型インフルエンザの発生に時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時最新の情報を取り入れ見直す必要があることから、本書については、適時適切に見直しを行うこととする。

流行規模の想定

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、全人口の約25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計している。

この想定を基に住田町の人口比率で算出すると、住田町で医療機関を受診する患者数は約1,620人、死亡者は病原性が中等度の場合で約11人、重度の場合で41人と推定される。

又、全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下で、中等度の場合での入院患者の発生分布の試算では、一日当たりの最大入院患者数は約10万1千人と推定され、住田町の人口比率で算出すると約7人と推定される。

しかし、これはあくまでも過去の流行に基づいて推計されたものであり、今後発生すると考えられている新型インフルエンザが、どの程度の病原性や感染力を持つかは不明であり、人口密度の高い地域においてはより多くの人が感染する可能性もあり、地域差がでるものと考えられる。

又、社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族等の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されると共に、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。又、日常生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

対策推進のための役割分担（国の「行動計画」の抜粋）

1. 国

国は、新型インフルエンザに備え、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

又、各省庁では、行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応を予め決定しておく。

新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、政府一体となった対策を講ずるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を協力的に推進する。

又、新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会（以下「諮問委員会」）を設置し、医学・公衆衛生の専門的見地からの意見を聞いて対策を進める。

2．都道府県

都道府県については、行動計画等を踏まえ、医療の確保等に関し、それぞれの地域の実情に応じた計画を作成するなど新型インフルエンザの発生に備えた準備を急ぐと共に、新型インフルエンザの発生時には、対策本部等を開催し、対策を協力で推進する。

3．市区町村

市町村については、住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策や医療対策を行う。

4．社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行う。

5．一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が、集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。

6．国民

国民は、国や地方自治体による広報や報道に関心を持ち、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

2 新型インフルエンザ対策体制

国における発生段階の区分に応じて、未発生期から小康期までを5段階に分類する。

海外発生期においては「町内注意レベル」、国内発生時においては「町内警戒レベル」、国内で患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなった事例が生じた状態又は、県内で発生した状態から発生のピークを越えたと判断できる状態までを「町内危険レベル」とし、これ以降患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態を「小康期」とする。

但し、危機管理レベルにおける委員会・対策本部の設置に関しては、国・県の対応、感染力・毒性等ウイルスの特性を踏まえ、総合的に判断して設置することにする。

国における発生段階の区分	<参考> フェーズ分類	状 態	危機管理 レベルと 対策本部 の設置
前段階 (未発生期)	フェーズ1・2A・ 2B・3A・3B	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階 (海外発生期)	フェーズ4A・5 A・6A	海外で新型インフルエンザが発生した状態	「町内注 意レベル」 対策班を 設置
第二段階 (国内発生早期)	フェーズ4B	国内で新型インフルエンザが発生した状態	「町内警 戒レベル」 委員会を 設置
第三段階	フェーズ5B・6B	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	「町内危 険レベル」 対策本部 を設置
感染拡大期		各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	
まん延期		各都道府県において入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態		
第四期 (小康期)	後パンデミック期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

* 町内注意レベル・・・「新型インフルエンザ対策班」

対策班は、新型インフルエンザに関する情報を収集すると共に状況を各部署に伝え、町内発生時の初動体制を確認する。

又、「新型インフルエンザ対策委員会」の設置の要否を検討する。

班 長：保健福祉課長

構成員：保健福祉課長、健康推進係

設置・解散の通知：関係部署及び関係機関に通知する。

* 町内警戒レベル・・・「新型インフルエンザ対策委員会」

委員会は、情報を収集し対応を協議すると共に、「住田町新型インフルエンザ対策本部」の設置の要否を検討する。

委員長：副町長

構成員：総務課長、町づくり推進課長、産業振興課長、教育委員会次長、保健福祉課長等

設置・解散通知：関係部署及び関係機関

* 町内危険レベル・・・「住田町新型インフルエンザ対策本部」

国内において複数の新型インフルエンザ集団発生を確認し、委員会において全庁体制の構築が必要と判断されれば、住田町地域防災計画に準じ「住田町新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

なお、委員会未設置であっても、県内・町内において新型インフルエンザの複数の集団発生があった場合には、直ちに「住田町新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

本部長：町長

構成員：副町長、教育長、総務課長、保健福祉課長、町民生活課長、税務課長、町づくり推進課長、建設課長、教育委員会次長、議会事務局長、保育園長等

3 各期における対策

<未発生期> 主管課：保健福祉課

所掌事務

1. 新型インフルエンザ行動マニュアル策定と随時見直し
2. 有事の連絡網構築
3. 物品の備蓄
4. 新型インフルエンザに関する情報収集
5. 新型インフルエンザに関する住民への啓発

<町内注意レベル> 主管課：保健福祉課

班長：保健福祉課長

所掌事務

1. 新型インフルエンザ対策班の設置
2. 新型インフルエンザに関する情報収集及び各課への情報提供

<町内警戒レベル> 主管課：保健福祉課

委員長：副町長

所掌事務

1. 新型インフルエンザ対策委員会の設置
- (2. 「新型インフルエンザ発生警戒」の発令)
3. 新型インフルエンザに関する情報収集及び各課への情報提供
4. 物品の確認(消毒薬、マスク等)
5. 住民への啓発(咳エチケット、手洗い、うがい、不要不急の外出をしないよう要請)
6. 対策本部設置の可否を決定する

<町内危険レベル> 主管課：総務課、保健福祉課

本部長：町長

所掌事務

1. 新型インフルエンザ対策本部設置
2. 「新型インフルエンザ非常事態」を宣言
3. 各課は、対策本部を中心とし「町内危険レベルにおける各課の役割」に準じ役割を果たす

<小康期> 主管課：保健福祉課

所掌事務

1. 町長による「小康期に入った旨」の広報
2. 「再燃期」への対応に備える

4 町内危険レベルにおける各課の役割

担当課	役割
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ対策本部の総括に関する事 ・ 各課等の所掌事務の総括に関する事 ・ 重症患者の搬送に関する事（消防） ・ 職員の服務、参集状況の把握に関する事 ・ 職員の動員要請への対応に関する事 ・ 庁舎等の警備及び車輛の運用に関する事 ・ 物品及び資材の運搬に関する事 ・ 発生状況の把握と報告 ・ 関係機関との連携・調整に関する事
町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡届受理事務と対策本部、保健所との連携に関する事 ・ 一般廃棄物の収集・運搬に関する事 ・ 関係機関との連携・調整に関する事
保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等の利用に関する事 ・ 福祉サービスの継続提供に関する事 ・ 所管する施設の利用に関する事 ・ 介護施設等における状況把握に関する事 ・ 介護サービス継続提供に関する事 ・ 発熱相談センター設置に関する事 ・ 新型インフルエンザ予防接種に関する事 ・ 咳エチケット、うがい、手洗い、マスク着用の周知徹底 ・ 患者・家族への支援 ・ 保健所と連携し、疫学調査と接触者追跡調査への協力 ・ 在宅要援護者（障害者・生活保護・独居老人・高齢者世帯等）の把握と医療・見守り、指導に関する事 ・ 発生状況の把握と報告 ・ 関係機関との連携・調整に関する事
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会等の売り惜しみ及び価格高騰抑制の協力要請に関する事 ・ 旅館・観光協会等との連絡調整に関する事 ・ 所管する施設の利用に関する事 ・ 発生状況の把握と報告 ・ 関係機関との連携・調整に関する事 ・ 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事
町づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止の周知及び町民への適正な情報提供に関する事 ・ 公共交通等に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の管理に関する事 ・ 水道水の供給確保に関する事 ・ 下水道処理施設の機能維持・確保に関する事 ・ 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部との連携・連絡・調整に関する事 ・ 保育園・小中学校への発生周知に関する事 ・ 園児・児童生徒、教職員等の罹患者の把握に関する事 ・ 感染の疑われる園児・児童生徒の受診指導に関する事 ・ 感染拡大時の保育園・学校の全部または一部の臨時休業に関する事 ・ 臨時休業中の教育供給体制に関する事 ・ 所管の社会教育・社会体育施設等への発生周知に関する事 ・ 所管の施設閉鎖、講座等の中止の指示に関する事 ・ 指定管理者が管理する施設の閉鎖、事業中止の協議に関する事 ・ 所管事業の中止に関する事 ・ 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事
保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生状況の把握と報告 ・ 感染の疑われる園児への受診指導に関する事 ・ 関係機関との連携・調整に関する事